

大和市告示第22号

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年2月7日

大和市長 大木 哲

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱の一部を改正する
要綱

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱（平成21年大和市告示第103号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（治療院の指定等）」に改め、同条第1項中「（以下「指定治療院」という。）」を削り、「昭和22年法律第217号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第9条の2第1項又は第9条の3」を「第9条の2第1項若しくは第9条の3又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則（昭和46年神奈川県規則第44号）」に、「大和保健福祉事務所」を「大和保健福祉事務所長」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、「治療院」の次に「（以下「申請治療院」という。）」を加え、「大和保健福祉事務所が発行した届出済証の写し及びはり・きゅう・マッサージ治療院指定申請書を」を「はり・きゅう・マッサージ治療院指定申請書に、前項に規定する大和保健福祉事務所長に届け出ている事項を証明する文書を添えて」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、指定の適否を決定し、はり・きゅう・マッサージ治療院指定通知書により申請治療院に通知するものとする。

第5条に次の1項を加える。

4 市長は、前項の規定により指定した治療院（以下「指定治療院」という。）と委託契約を締結するものとする。

第13条を第15条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条中「次の表に定めるところにより、」を削り、「はり・きゅう・マッサージ治療費請求書」を「請求書」に改め、同条の表を削り、同条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（指定内容の変更）

第6条 指定治療院は、指定を受けた内容に変更があったときは、はり・きゅう・マッサージ治療院指定変更届により市長に届け出なければならない。

(指定の解除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定治療院の指定を解除し、はり・きゅう・マッサージ治療院指定解除通知書により当該指定治療院に通知するとともに、第5条第4項に規定する委託契約を解除するものとする。

- (1) 指定治療院から、はり・きゅう・マッサージ治療院指定解除申出書により指定の解除の申出があったとき。
- (2) 指定治療院が施術所を本市以外に移転したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が指定治療院として適当でないと認めるとき。

別表中「(第12条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同表第2号様式の項関係条文の欄中「から第7条まで及び第9条から第11条」を「、第5条及び第8条から第13条」に改め、同表第4号様式の項中「はり・きゅう・マッサージ治療費請求書」を「はり・きゅう・マッサージ治療院指定通知書」に、「第7条」を「第5条」に改め、同表に次のように加える。

第5号様式	はり・きゅう・マッサージ治療院指定変更届	第6条
第6号様式	はり・きゅう・マッサージ治療院指定解除通知書	第7条
第7号様式	はり・きゅう・マッサージ治療院指定解除申出書	第7条

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。